

大阪府行政 AI エージェントコンソーシアム運営業務 仕様書

1. 業務名

大阪府行政 AI エージェントコンソーシアム運営業務

2. 業務目的

住民サービスの向上または大阪府の業務効率化のため、AI エージェントの現状を調査・分析し、今後の展開可能性について実証事業を通じて検討・推進するための「大阪府行政 AI エージェントコンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）を令和7年度に立ち上げた。コンソーシアムは、AI 事業者等と連携して複数の実証事業を行い、他自治体でも活用できるように指針を策定することとしている。事業実施および指針の策定にあたっては、日々進化する AI の知見があり、国の動きも熟知した上で、かつ行政特有のセキュリティ事情に精通した事業者の協力が必須であるため、コンソーシアム運営業務を委託する。

3. 業務内容及び提案を求める事項

主な業務内容は以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、事業者等の意見をふまえたうえで、大阪府と調整を行い実施すること。

(1) 実証対象となった行政手続の業務プロセス作成、実証実施支援、調達仕様作成支援

- ・コンソーシアムにおける各実証実験の進捗管理
- ・各実証実験における業務プロセスを作成
- ・次年度の調達に向けた仕様作成支援

【提案を求める事項】

- ・業務目的を達成するための人材及び体制
- ・AI エージェントの適用可能な手続きの提案
- ・業務プロセス作成などの各実証実験の支援イメージ
- ・コンソーシアム等の運営実績紹介(該当がある場合のみ)

(2) 実証実験の取りまとめおよび「AI エージェント活用指針（仮称）」の策定

- ・コンソーシアムにおける各実証実験の成果や改善点などのレポート作成。
- ・以下の点をふまえた、自治体が AI エージェントを導入するにあたり参考・指針となる「AI エージェント活用指針（仮称）」を策定。
 - ① 国の指針や大阪府のセキュリティポリシー
 - ② 各実証実験で取りまとめたレポート
 - ③ その他、行政において遵守すべき事項（セキュリティ等）

【提案を求める事項】

- ・国の指針や自治体のセキュリティ事情等、AI エージェントに関する知見やノウハウを活かした、「AI エージェント活用指針(仮称)」の構成
- ・「AI エージェント活用指針(仮称)」策定のスケジュール

※AI 事業者ほか、コンソーシアム参加機関は原則無償協力とするが、コンソーシアムの運用費用及び実証に必要な諸経費は委託費から捻出すること

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 委託上限額

12,000 千円（消費税及び地方消費税を含む） ※本業務を実施するすべての経費を含む。

6. 成果物

受注者が、大阪府へ納品する成果物は以下のとおりとする。なお、成果物は、電子データ（PDF ファイル形式等）で提出することとし、当該電子データは、今後大阪府において、ホームページ等で自由に公表することができるものとする。

- ① 各種実証実験のレポート（実証期間中のものは除く）
- ② AI エージェント活用指針（仮称）

7. 秘密の保持

- ・受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ・本業務の遂行にあたり発注者から提供した情報については、機密保持に努めるとともに、電子データのパスワードの設定などセキュリティ対策を講じなければならない。

8. 所有権・著作権の帰属

- ・本委託契約により受注者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、発注者に帰属する。
- ・受注者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9. 再委託の取扱い

- ・受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受注者又は下請負人の名称その他発注者が必要とする事項を書面にて発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。なお、その場合においては、仕様書に定める事項について遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに關しての一切の責任を負うものとする。

10. その他

- ・業務の実施にあたっては、事前に発注者との十分な協議を行った上で進めること。
- ・業務内容の計画・実施等に伴って必要業務が生じる場合、当該業務は委託業務に含めるものとする。